

Title	オーストラリア憲法における「十分な信頼と信用」条項
Sub Title	"Full faith and credit" clause in the commonwealth of Australia constitution
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.12 (1968. 12) ,p.1- 14
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19681215-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19681215-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# オーストラリア憲法における

## 「十分な信頼と信用」条項

平

良

まえがき

判例の推移

アメリカ合衆国の場合との比較

### まえがき

オーストラリアは多少特殊な性格をもつた海外領であるパプア、ニューギニアは別にして、本土内部に六州と二准州をもつ連邦国家あるいは多数法国家である。そして一九〇一年にはじまる連邦の形成にあたつて、アメリカ合衆国憲法がすくなくならずモデルとされていることから、その憲法にはアメリカ憲法類似の条文を見ることが出来る。オーストラリア連邦憲法第一一八条は、

「全連邦を通して、諸州の法、公法律並びに記録、及び司法手続に十分な信頼と信用が与えられなければならない。」

オーストラリア憲法における「十分な信頼と信用」条項

と定めている。これはアメリカ合衆国憲法第四条第一項前段の、

「各州において、他諸州の公法律、記録及び司法手続に充分な信頼と信用を与えなければならない。」

といったものときわめて類似した条文であるということが出来る。後に比較の必要が生ずることからこの条文を重ねて英文で示す。

Commonwealth of Australia Constitution, Act S. 118

“Full faith and credit shall be given, throughout the Commonwealth, to laws, the public Acts and records, and the judicial proceedings of every State.”

Constitution of the United States of America, Article 4(1)

“Full faith and credit shall be given in each State to public acts, records, and judicial proceedings of every other State……”

ということになる。一見したところで、オーストラリア憲法においてはアメリカ憲法において、「各州において、他諸州の」「in each State……every other State」となっているのに対して、「全連邦を通じて……諸州の」「throughout the Commonwealth,……every State」といったところが相違することと、アメリカ憲法においては含まれていない「法」「laws」が入っていることに気がつくのである。前者は州以外の合衆国を構成する地域すなわち准州「Territory」において州法に対する充分な信頼と信用を認めるかどうかといった文言の解釈上の問題を生ずることを予防しようと期待出来るであらうし、後者は「法」という言葉を加えることにより制定法のみならず判例法に対する充分な信頼と信用を予定したものであるといえるであらう。

本稿においては、まず、オーストラリアにおけるオーストラリア法上の充分な信頼と信用条項の解釈の推移をたどつてその特色を求め、さらに類似のアメリカ憲法上の条項と比較し、オーストラリア法における特色の生じた理由を求めようとするものである。

## 判例の推移

アメリカにおける「充分な信頼と信用」条項をめぐる多彩な諸判例にくらべて、オーストラリアにおいては、一九四七年のハリス対ハリス事件<sup>(1)</sup>を除いて、この条文についてたち入った議論を展開している判例は稀である。一九〇〇年に憲法が制定された以後著わされた著書においても、この問題について立入った議論をしているものもなく、論文においては、一、二を見る他はない。<sup>(3)</sup>

とはいえ、オーストラリアにおいて全くこの条項が議論されて来なかつたわけではない。すでに一九〇二年に、マクナマラ対ミラー事件<sup>(4)</sup>において、タスマニア州判決が連邦送達及び執行手続法 *Commonwealth Service and Execution Process Act* (1901) によつてヴィクトリア州に登録 *Register* された場合に、ヴィクトリア州では判決の執行に際して、詐欺的債務者拘留法 *Imprisonment of Fraudulent Debtors Act* (1890) があつたが、<sup>(5)</sup> ヴィクトリア州に登録された他州判決をヴィクトリア州では執行しうるものであるが、判決債務を理由にして拘留まですることは認められないと考えている。この判例は憲法上の充分な信頼と信用にもとづいてタスマニア判決のヴィクトリア州における執行を議論しているのでなく、連邦送達執行法が連邦憲法上認められるものであり、暗黙の中にそれが充分な信頼と信用の原則から出たものであると認める結果になつたということが出来よう。

一九一八年のレントン対レントン事件<sup>(6)</sup>も正面から充分な信頼と信用に関する条項を論じているわけではないが、もし手続上の瑕疵がなかつたなら他州の召喚状に効力を認めるといつた趣旨である。この事件ではサウス・オーストラリア州に住む遺棄された妻が、現在はクイーンズランド州に住む夫に対して、扶養の請求をサウス・オーストラリア州裁判所において行なつたものであり、仮に正当な管轄を有する治安判断所に提出したならば正当に召喚の決定がなされたものを、管轄を

欠く特別治安官 special magistrate に提訴したことを理由に救済が与えられないこととなつてしまふのである。

これらはいずれも憲法第一一八条の解釈を明示しているとはいえないが、一九二八年のジョーンズ対ジョーンズ事件<sup>(7)</sup>においてヒギンズ Higgins 判事は、反対意見の中で憲法第一一八条すなわち充分な信頼と信用条項に言及し、一州の司法手続を他州において効果的であらしめるように努力しなければならぬのであり、ヴィクトリア州でニュー・サウス・ウェールズ州発行の令状を拒否する権利はないと判旨しているのである。

このように初期の判例はすでに憲法が制定されてから三〇年ほどたつにもかかわらず数少く、しかも問題を憲法上の問題として考えることもなく、わずかにヒギンズ判事の意見に充分な信頼と信用条項の存在が確認されていたにすぎないということが出来るのである。

同じく一九二八年のサウス・オーストラリア州の連邦農業技術サービス会事件<sup>(8)</sup>は、必ずしも明白に充分な信頼と信用条項を説明しているわけではないが、ナピアー Napier 判事はその意見で、

「第一一八条の効果はすでに決定されている。本裁判所はクイーンズランド州制定法について司法的告知 judicial notice をえるように要求されている。そして、どの法が承認され適用されるものであるかという原則は礼儀の問題としてだけでなく、憲法によつてその目的が定められている本州の法として拘束力あるものと考えられる<sup>(9)</sup>。」

と解釈しているのである。同じくサウス・オーストラリア州の一九三九年の E & B 化学及び繊維処理会社事件<sup>(10)</sup>において、充分な信頼と信用条項はある状況において姉妹州の判決を適用するように義務づけているものと考えている。すなわち、サウス・オーストラリア州においては不法とされている書面に同州内で署名された後にヴィクトリア州において、その内容が承諾された場合に、サウス・オーストラリア州において「政策」policy の相違を主張してその効力を否定しうるかどうかということが問題である。この場合に訴訟原因はいわば契約地であるヴィクトリア州にあるものであり、サウス・オーストラリ

ア州において契約が締結されたわけではなく、ヴィクトリア州法が契約の効力を決定することになるといつている。もつとも判旨の過程において「政策」を理由として他州法、手続等を拒否しうることを認めているといえるのであり、この状況の下では「政策」を理由とした拒否を主張するに当たらないと考えているものである。

このようにいくつかの議論が開されるようになって来たのであるが、連邦裁判所においては、ほぼ同じ時期にマーヴィン牧畜会社対ムールバ牧畜会社事件（一九三三年）<sup>(11)</sup>を見たのである。原告に当るムールバ会社は訴外の第三者であるMにニュー・サウス・ウェールズ州内の土地を売却、訴外の第三者であるMの地位をマーヴィン会社が代位したが、マーヴィンが支払いをしなかつたことから訴えを提起したものである。ムールバ会社もマーヴィン会社もヴィクトリア州におかれている本店に管理されているニュー・サウス・ウェールズ州に登録され、主たる営業地をニュー・サウス・ウェールズ州にもつている会社であつた。ヴィクトリア州法によるとこの場合にはムールバの請求が認められるが、ニュー・サウス・ウェールズ州においては認められないことになつていた。ムールバはヴィクトリア州裁判所に訴え自己に有利な判決を得たのであるが、マーヴィンは連邦裁判所に上訴したのである。連邦（最高）高等裁判所は、この場合にはニュー・サウス・ウェールズ州法が適用されるものと考えている。裁判官の意見は必ずしも十分な信頼と信用条項に答えているわけではないが、リッチ Rich 判事、ディクソン Dixon 判事は取引の目的物がニュー・サウス・ウェールズ州に所在するものであるということから、スターク Starke 判事は当事者の意思と事件を実質的に考え、エバット Evatt 判事は密接に関係した取引地を、マックタイナン McTiernan 判事は推測される意思から考えて、この場合に密接な関係があるのはニュー・サウス・ウェールズ州法であり、ヴィクトリア州においてニュー・サウス・ウェールズ州法を適用すべき場合であると判決したのである。<sup>(12)</sup>

一九四七年にオーストラリアにおける「充分な信頼と信用」条項の指導的判例といわれているハリス対ハリス事件<sup>(13)</sup>を見ることになる。この事件の夫はヴィクトリア州において出生しているが、ニュー・サウス・ウェールズ州において婚姻し、さら

に同州において離婚し、絶対離婚 *divorce absolute* の判決を得た。それにもかかわらず、後にヴィクトリア州において婚姻解消の申し立てをしているのである。ニュー・サウス・ウェールズ州の離婚が充分な信頼と信用を与えられるものであるならヴィクトリア州裁判所への提訴は棄却される性質のものであることはいうまでもない。夫はヴィクトリア州において出生したのであるから、同州に出生による本居 *domicile of origin* があるのでヴィクトリア州が適正な管轄をもつもので、ニュー・サウス・ウェールズ州は管轄なしに離婚判決を下したと主張しているのである。ヴィクトリア州裁判所は、ニュー・サウス・ウェールズ州での離婚は、物的判決 *Judgment in rem* であり、ヴィクトリア州においても有効と認められるものであるという結論に達している。

この結論からはヴィクトリア州でニュー・サウス・ウェールズ州の離婚判決に充分な信頼と信用を与えているということになる。ただ裁判官は理由づけに当つてアメリカ、イギリスの判例に広く論及し、一見アメリカのアプローチに類似した結果となつているが、必ずしもアメリカの判例に拘束されるものではないという理論を展開しているのである。すでにこの頃までにアメリカにおいてはウィリアムズ対ノース・カロライナ事件<sup>(14)</sup>を見ていたのである。ウィリアムズ対ノース・カロライナ事件は、州外での離婚に充分な信頼と信用が附与されるものと考えているのであるから、結果においてはハリス対ハリス事件と類似しているかもしれない。しかしながらアメリカにおいて婚姻、離婚に関する身分法上の問題をどちらかといえば人的訴訟に属するものと考え、人的判決の州外への拘束力の問題と考へているのに対して、ハリス事件は、離婚判決を物的判決なると割り切り、物的判決はどこにおいても通用するものであるから、ニュー・サウス・ウェールズ州の判決がヴィクトリア州も拘束すると思へている。そうなつてしまうと、そもそも、充分な信頼と信用ということ自体を論ずるに当たらないということになつてしまう。もつとも、ハリス事件では、ニュー・サウス・ウェールズ州の離婚の物的判決が適正であるためには、ニュー・サウス・ウェールズ州に管轄権があつたか否かにもどることになり、その前提となるニュー・サウス・ウェールズ

州に本居があつたかどうかの決定にもどることになる。イギリス法上は本居のあることが管轄決定上必要な要件とされているからである。出生による本居がヴィクトリア州にあつたにせよ、婚姻生活がニュー・サウス・ウェールズ州において行なわれて来ているのであつて、ニュー・サウス・ウェールズ州に本居を取得したと考えられること、そして同州の裁判所が本居があると決定しているなら、同州の裁判所に果して管轄権があつたか否かを論じないで、有利な推定をすべきものであると考えている。これに対してアメリカのボウディッチ対ボウディッチ事件<sup>(15)</sup>は果して先の判決が適正な管轄内で与えられたものであるかを論じうるものと考えている。このことから、ハリス事件では他州裁判所の決定に対してより強い「充分な信頼と信用」上の効果を与えているということも出来るのである。

とはいへ、ハリス事件は管轄権の決定という面について「充分な信頼と信用」効を述べているものと理解出来るのであり、判決全体としては、すでにふれたように、物的判決であるという構成をとることによつて、アメリカにおける離婚判決と異なつた舞台で問題を押し進めているものであることに留意しておかなければならないのである。

その後「記録、司法手続」に関する充分な信頼と信用について二、三の判例がみられる。一九六三年のヴィクトリア州裁判所<sup>(16)</sup>は「オーストラリアの州は外国とは異なるのであるから」一つの州の決定も他州民を拘束することを示している。この判例は一見充分な信頼と信用を認めているように見えるが、判例に立入つてみると多少問題がある。被告人がタスマニア州に子供の看護権があると申し立てをしてから、後に本件上告人はヴィクトリア州に対して看護権があるという申し立てをしヴィクトリア州裁判所は上告人に有利な決定をなした。そして、それよりややおくれて、タスマニア州裁判所は被告人に有利な決定をしているのである。ヴィクトリア州裁判所のいうところは、タスマニア州は「外国でないから」ヴィクトリア州の仮決定に充分な信頼と信用を与えなければならないということになる。一九六二年のハンコック事件<sup>(17)</sup>において、ニュー・サウス・ウェールズ州裁判所は、通常の解釈と憲法上の制限から考えて、ヴィクトリア州の出生、死亡、婚姻登録法 Regi-



Stration of Births, Deaths and Marriage Act (1959) はヴィクトリア州内の身分や権利の創設に関するものであり、その領域内に限定されているのであるから、同法にもとづくヴィクトリア州でなされた嫡出認定 legitimantion に拘束されるものではないという考えをとり、一九五三年のサール事件<sup>(18)</sup>で、サウス・オーストラリア州裁判所は同じく嫡出認定についてニュー・サウス・ウェールズ州の決定はサウス・オーストラリアを拘束しないから、その効果を認めず、子供を非嫡出子と扱っている。これらの判例から、「外国ではない」といいながら、なお判決、決定の領域内拘束にこだわり、あるいは自州判決の他州での充分な信頼と信用は求めるが他州判決の効力は否定するといったことになつてしまつている。

これに対して他州の法律に対する充分な信頼と信用の問題について、二、三の興味ある先例を見ることが出来る。一九六一年のガーヴィ対フィリップス事件<sup>(19)</sup>は、サウス・オーストラリア州において適法に入手した鳥をヴィクトリア州において売却したところ、その鳥がヴィクトリア州においては保護鳥であつたため同州狩猟法違反に問われたのである。ヴィクトリア州治安判事 Magistrate はその中の二つの訴因については認めなかつたが一部分については認めたのである。ヴィクトリア州最高裁判所は、治安判事はサウス・オーストラリア州法に充分な信頼と信用を与えるべきであつたのであり、サウス・オーストラリアよりの司法的告知 judicial notice をとるべきであるといつている。ここでは他州法についての充分な信頼と信用効の保障がかなり明らかである。一九六四年のペダーセン対ヤング事件<sup>(20)</sup>においては、原告はニュー・サウス・ウェールズ州の住民、被告はクイーンズランド州住民で訴訟原因がクイーンズランド州で生じた事件であるが、クイーンズランド州における出訴期間が三ヶ年であり、すでに同州における提訴は出来なくなつていたのであつたが、裁判所は出訴期間の問題は手続上の問題であるから、法廷地法の適用をうけ、訴訟原因発生地の法則に拘束されないと考えているのである。この事件は住民籍の相違 diversity of residence を理由に連邦裁判所に係属したものであり、仮にこの事件に住民籍の相違がなかつたならクイーンズランド州法により救済をえられなくなるわけであるから、この間に多少の不公平を生ずるこ

とに<sup>(21)</sup>なるように思われる。

さらに一九六五年にアンダーソン対エリック・アンダーソン・ラジオ・テレビ会社事件<sup>(22)</sup>を見ることになる。本件はニュー・サウス・ウェールズ州住民所有の車が首府特別地区でひきおこした事件である。首府特別地区では寄与過失 contributory negligence の法則をとらず過失相殺を認めているのに対し、ニュー・サウス・ウェールズ州では寄与過失を認めていたものである。シドニー市裁判所は首府特別区の法則により原告の過失を相殺したが、ニュー・サウス・ウェールズ州最高裁判所は原告の過失の存在を理由に、被告勝訴の判決を下している。連邦最高裁判所においては上告を棄却し、結果としてはニュー・サウス・ウェールズ州法を適用しているのである。理由に必ずしも明示されていないが、この場合も前記のペダーセン事件と同様に寄与過失の原則を手続法上のものと考え、法廷地法の適用される場合と考えているように思われる<sup>(23)</sup>。

#### アメリカ合衆国の場合との比較

アメリカ合衆国憲法とオーストラリア連邦憲法の「充分な信頼と信用」条項を比較した場合に、その実質はほとんど異ならないといえるが、文言の上で多少の相違が見られることはすでにまえがきの中で述べた。この中の、オーストラリア憲法にみられる「法」(Laws)という言葉について、それが果してコモン・ローを意味しているのかどうかを明示している先例はない。逆にオーストラリア憲法のこの条項及び第五一条 (XXI) (XXV) にもとづいて制定された州及び領土法及び記録承認法 State and Territorial Laws and Recognition Act 第一八条は、

「本法により要求されるごとく証明され、認証された、州の公法律、記録ならびに司法手続は、それを入手した時から州裁判所ならびに公務署において、法および慣行により得たものとして、連邦内の裁判所及び公務署において充分な信頼と信用を与えられる<sup>(24)</sup>。」

といつてるのであり、憲法上示されている法 *Law* という言葉が除かれている。このことから憲法上の「法」の解釈は未解答であり、また現実の運営においてはアメリカの場合と異なる原則によるものということが出来るだろう。

次にアメリカ憲法において「各州において」となつているのに対して、「全連邦を通じて」となつてい部分については、アメリカにおいては、州相互間の法について充分な信頼と信用を与えられ、准州についてはその法の充分な信頼と信用を与えていないように思われるのである。しかし、この点について、アメリカ統一外州判決執行法 *Uniform Enforcement of Foreign Judgement Act (1948)* では「第一条(a)外州判決とは本州において充分な信頼と信用を与えうる合衆国裁判所もしくは州あるいは準州裁判所の判決、決定もしくは命令を意味する。」としていことから考えると、憲法上の文言はいざしらず法律の領域においては、准州も州と同じに考えられることになり、実際においてあまり大きな差異が生じているとも思われない。もう一つの形式上の相違は、アメリカ合衆国憲法においては、充分な信頼と信用条項の中に「連邦議会は……証明方法、効果について一般法律により定める」といつているのに対して、オーストラリア憲法においては、このような規定を欠き、別に第五一条 (xxiv) 及び (xxv) を定めている。すなわち、

「議会は本憲法に従い……

(xxiv) 州裁判所の民事、刑事の手續ならびに判決の全連邦にわたる令状の送達ならびに執行

(xxv) 州の法、公法律ならびに記録、及び司法手續の全連邦にわたる承認……

に関する連邦の平和、秩序、正当な統治にかかわる法を制定する権力を有する。」ものと定めているのである。このことを考えに入れると、オーストラリア連邦憲法はアメリカ合衆国憲法より具体的に充分な信頼と信用条項に実効あらしめる保障をしているといえるのである。

このようにオーストラリア連邦憲法とアメリカ合衆国憲法の上で充分な信頼と信用につき形式上あまり変りない構成にな

つていてもいえるのに、オーストラリアにおいてこの条項があまり論じられていないのは主として次のようなことから生じて来ているのではないかと思われる。第一に、オーストラリアにおいては憲法において連邦法によつて他州判決、法の統一的な執行が行なえるようになつてゐる。これにもとづく法律は連邦法であり、アメリカの統一法は、各州にその採否、修正の任せられている州法の性格を持つものと異なつてゐる。すなわち前者においては、州がその強行を拒否出来ないのに対して、後者は州がその基準に従わないでいることも許されるからである。

第二に、オーストラリアはすくなくとも一九六七年のウーレン対オーストラリア・共同出版社<sup>(26)</sup>にいたるまで、明白にイギリス法域に属してゐたし、現在もある程度そういえる。このウーレン事件はオーストラリア連邦、州最高裁判所からの上訴裁判所であるイギリス枢密院司法委員会がオーストラリアの特殊事情から考え、以後枢密院司法委員会は特別な指示を示さないといつた内容を含むものである。<sup>(26)</sup>とはいへ、すくなくとも一九六七年のこの事件にいたるまでオーストラリアにおいて生じた事件はイギリス本国に上訴しえたのであり、また、オーストラリアにおいてイギリス判例の拘束力は自明のものときられていたのである。このことから、州間に抵触を生じた場合にオーストラリア憲法によるよりは伝統的なコモン・ロー上の抵触規定にもとづく処理をして、憲法のこの条項にふれることなしに解決したと考えられるのである。<sup>(27)</sup>

第三にオーストラリアにおける各州は現在においては多少州間の特色が見られるが、各州に与えられている条件においてアメリカほど顕著な差異はないこと、又それを構成する人間的要素についてもほとんど単一のイギリスからの市民によつて構成されて来たことから、アメリカにおけるルイジアナ州やカナダにおけるケベック州のような特殊な州を生ずることなく、また州間にはなほだしい政策上の相違を生ずることなく、イギリスのコモン・ローを補正した類似の法を見ることになるのである。

第四に二十世紀の前半にいたるまで、各州間の交流が非常に活発でなかつたし、連邦による中央からの強い統制を欠いて

いた。すなわち、アメリカやカナダのように内陸州を欠き、各州はそれぞれ外に向かつて門戸を開く形をとり、イギリス本国とそれぞれ関係を持つ形をとつたので、各州間の交流や州際企業活動から生ずる抵触法規上の問題が、南北戦争後特に州際企業の発達を進めたアメリカとは異なつた条件の下にあつたといふことが出来るのである。

第五に、すでにふれたことから明らかであるが、アメリカ憲法をモデルとし、その欠陥を補正したと考えられる連邦憲法は中央政府による諸州の政策への介入の可能性を含んでいたものであり、連邦は立法によつて州を拘束するものであると考えられると共に、連邦准州に対する連邦立法であつても連邦法であるといふことから州に対する拘束を生ずるといふこと<sup>(28)</sup>から、かなり広い範囲での連邦による介入を生ずる余地を残しているといえるのである。

さらに、アメリカにおける充分な信頼と信用に関する条項は適法手続条項と組み合せて考えられる。すなわち、他州の意思の表明が適法にされていなかつたといふことを理由に他州判決に対して充分な信頼と信用を与えないでおくことがあるのであり、とりわけ権限 Jurisdiction があつたかといふことが問題にされる。<sup>(30)</sup>これに対してオーストラリアにおいてはアメリカにおける適法手続条項を欠いていることから、他州が権限を欠いていたかどうかにかかわらず、他州判決に「充分な信頼と信用」効を与えているといふこともいえるのであり、このことが少くともオーストラリアにおいて充分な信頼と信用条項に対する議論を少くしているものともいえる。

(一) Harris v. Harris [1947] V. L. R. 44.

(二) オーストラリア判例「法令の略称及び一般的に必要と認められる略記」(1947) (Year) Victoria (State) Law Reports 44 (page) ; Harrison Moore, Commonwealth of Australia (1910) 2nd ed. ; Kerr, The Law of Australian Constitution (1925) ; Wynne, Legislative, Executive and Judicial Power in Australia (1936 3rd ed. 1962) ; Nicholas, the Australian Constitution (1948) などが代表的な著書と見なされてきたが、いずれも「ごく簡単に与えられているだけである」。

(三) Zeiman Cowen, Full Faith and Credit——The Australian Experience (1952) 6 Res Judicata (now Melbourne University Law Journal)

- 27; Edward I. Sykes: Full faith and credit—Further Reflection (1954) 6 Res Judicata 353 が、邦文譯文を引く。
- (4) McNamara v. Miller (1902) 28 V.L.R. 327.
- (5) この点に於いての扱いは、つねに制定法府のものであるが、必ずしもその後修正が加えられ現在に至つて居る。
- (6) Renton v. Renton (1918) 25 C.L.R. 291, 25 A.L.J. 1. (C.L.R.=Commonwealth Law Reports; A.L.J.=Argus Law Reports)
- (7) Jones v. Jones (1928) 40 C.L.R. 315, 34 A.L.R. 45.
- (8) In re Commonwealth Agricultural Service Engineer Ltd. [1928] S.A.S.R. 342 (S.A.S.R.=South Australia State Reports)
- (9) *Ibid.* 346.
- (10) In re E & B. Chemicals and Wool Treatment Pty. Ltd. [1939] S.A.S.R. 441.
- (11) Mervin Pastoral Co. Pty. Ltd. v. Moodra Pastoral Pty. Ltd. (1933) 48 C.L.R. 565, 38 A.L.R. 401, 7 A.L.J. 167 (A.L.J.=Australia Law Journal Reports)
- (12) 附屬的な問題ではあるが、この判例の判旨から、適用法規の決定に當つて「最も顯著な関係」most significant contact をこのようにして求めるかという考察をうかがえる。この裁判官の場合にも、最も顯著な関係をもつた州法を選択し、それに充分な信頼と信用の裏付けをして、他州における効力を認めようとしたという点が出来よう。
- (13) Harris v. Harris [1947] V.L.R. 44, [1947] A.L.J. 106.
- (14) Williams v. North Carolina (I) (1942) 317 U.S. 287 Williams v. North Carolina (II) (1944) 325 U.S. 226.
- (15) Bowditch v. Bowditch (1943) 314 Mass. 410.
- (16) Zwillinger v. Schulot [1963] V.R. 407.
- (17) Estate of Hancock [1962] N.S.W.R. 1171 (N.S.W.R.=New South Wales Reports)
- (18) Estate of Searle [1963] S.A.S.R. 303.
- (19) Garvey v. Filippini [1961] V.R. 569.
- (20) Pedersen v. Young [1964] A.L.R. 798, 38 A.L.J.R. 58.
- (21) フォリカでは州籍の相違 diversity of citizenship とつなれて居るものが、オーストラリアでは住民籍 residence の相違となつて居る。この点について生ずる問題は別稿を待つて説明する。
- (22) Anderson v. Eric Anderson Radio & TV. Pty. Ltd. (1965) 114 C.L.R. 20 [1965] A.L.R. 359.
- (23) イギリス法上出訴期間を手續的なものと考へることは「後述の通り」 Halsbury's Laws of England 3rd Ed. Conflict of Laws §305 の

オーストラリア憲法における「充分な信頼と信用」条項

で、ヘダーセン事件は問題は少ないが、アンダーソン事件にはなお少からず問題が残されている。

- (24) この条文を解釈した判例は判決についての激論は見られるが、法律そのものの充分な信頼と信用条項に及んでいない。
- (25) *Uren v. Australian Consolidated Press Ltd.* (1967) 3 All. E.R.P.C. 523, 41 A.L.J.R. 66 (P.C.)
- (26) *Young v. Privy Council (Limitation of Appeal) Act* により連邦高等裁判所より枢密院への上訴を廃止することにならうといわれている。
- (27) *Asquith Australian Digest of Private International Law* の部分の Judgement に関する判例としては 100 を下らない (分類の仕方でも差異はあるが)。<sup>\*)</sup> その二三を除くすべて州間の判決の強制と執行の問題であり、憲法に与えられずに論ぜられているのに気がつくのである。
- (28) *New South Wales v. Commonwealth* (No. 1) (1931) 46 C.L.R. 155.
- (29) *Lamshed v. Lake* (1958) 99. C.L.R. 132.
- (30) R.P. Roulston, *Interstate and International Divorce Recognition: The Full Faith and Credit Clause and Common Law* (1952-53) 26 *Al.J.* 400 (*The Australian Law Journal*)